

令和4年3月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和4年3月25日（金）

午前9時30分より

場 所 町民センター 2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第23号 令和4年度二宮町教育委員会基本方針について
- (2) 議案第24号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (3) 議案第25号 社会教育委員の委嘱について
- (4) 議案第26号 二宮町図書館協議会委員の委嘱について
- (5) 議案第27号 文化財保護委員の委嘱について
- (6) 議案第28号 青少年指導員の委嘱について
- (7) 議案第29号 スポーツ推進委員の委嘱について
- (8) 議案第30号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (9) 議案第31号 二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (10) 議案第32号 二宮町図書館規則の一部を改正する規則について
- (11) 議案第33号 二宮町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について
- (12) 議案第34号 二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (13) 議案第35号 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (14) 議案第36号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
- (15) 議案第37号 教職員等人事について
- (16) 議案第38号 教育委員会事務局職員等人事について

5 報告・協議事項

- (1) 二宮町小中一貫教育推進計画（案）について 資料 No. 1
- (2) 教育長職務代理者の指名について 資料 No. 2
- (3) 各種委員会委員等の選任について 資料 No. 3

- (4) 二宮町立小中学校感染症対策等支援補助金交付要綱について 資料 No. 4
- (5) 地域生涯学習振興補助金交付要綱について 資料 No. 5
- (6) 二宮町教育委員会の後援等の承認に関する要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 6
- (7) 二宮町立学校運営費交付金交付要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 7
- (8) 令和4年度教育委員会議日程について 資料 No. 8
- (9) 教育相談・教育支援室活動の状況について 資料 No. 9
- (10) 令和3年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について 資料 No. 10
- (11) 辞令交付式について 資料 No. 11
- (12) その他

* 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和4年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R4.2.10~R4.3.24)

月	日	曜日	内 容
2	10	木	定例教育委員会議
2	13	日	人権教育研修会
2	15	火	政策会議
			第45回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2.18(金)～ 3.17(木)			令和4年第1回二宮町議会定例会
2	18	金	本会議(初日)
2	25	金	本会議(補正予算)
3	1	火	政策会議
3	2	火	本会議(総括質疑)
3	4	金	本会議(一般質問)
3	6	日	第18回ラディアンピアノマラソンコンサート
3	7	月	小中学校校長会
3	10	木	コミュニティ・スクール代表者情報交換会
			小中学校教頭会、事務職員会議
3	11	金	令和4年度新採用教職員オリエンテーション
3	15	火	予算審査特別委員会(教育部)、討論・表決
3	16	水	政策会議
			総合戦略推進本部会議
			総合計画策定委員会
			行政評価に係る庁内評価委員会
3	17	木	本会議(最終日)

3月政策会議結果報告

令和4年3月1日（火）開催分

【町長あいさつ】

議会定例会が始まるが、質問に対する答弁は、簡潔に行うこと。
新型コロナウイルスへの職員の感染が増えてきている。注意すること。

【主な付議案件】

- 1 議会定例会の一般質問のとりまとめについて（政策総務部）
令和3年第4回議会定例会の一般質問について、議員の要望事項に対する各課の対応を協議し決定した。

【情報交換】

- 令和4年度重点施策にかかる部のヒアリングについて、4月の実施の方向で日程調整を行う。（政策総務部）
- 地域防災計画についてパブリックコメントを行ったところ、2件の意見が寄せられた。今後、防災会議で取りまとめていく。（政策総務部）

3月政策会議結果報告

令和4年3月16日（水）開催分

【町長あいさつ】

予算審査特別委員会で来年度予算が否決となった。日頃から、町民や議員からの意見や要望を丁寧に聞くとともに、解決できない場合や重要と思われるものは積極的に情報共有すること。

【主な付議案件】

1 「町への提案」等について（政策総務部）

「町への提案」等について、2件のご意見があり回答しました。

そのうちの1件、新庁舎整備等にかかるご意見の中で、教育委員会に対するご意見「コロナ禍により教育が混乱し教育水準が低下」とありました。

これに対し、「ICTを活用したリモート授業のほか、個別の事情に応じて相談できる体制を整えており、教育水準が低下したということはありません」と回答しています。

【情報交換】

○ 特になし

教育総務課事業報告

事業報告

(令和4年2月10日～令和4年3月24日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月10日	木	児童・生徒指導担当者、教育相談コーディネーター担当者会	オンライン	16
2月16日	水	学校事務連携会議	町民センター	7
2月24日	木	情報教育担当者会	オンライン	9
2月25日	金	英語教育担当者会	教育研究所	7
2月28日	月	小中一貫教育研究担当者会	オンライン	7
3月4日	金	食育担当者会	オンライン	7
3月7日	月	小・中学校校長会	第1会議室	11
3月9日	水	中学校卒業式	各中学校	—
3月10日	木	教頭会兼小・中事務職員会議	町民センター	18
3月14日	月	教務担当者会	教育研究所	7
3月16日	水	学校事務連携会議	町民センター	7
3月18日	金	小学校卒業式	各小学校	—

事業予定

(令和4年3月25日～令和4年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月31日	水	教職員等転退職者辞令交付式	役場	
4月1日	木	教職員等辞令交付式	役場	
4月4日	月	小・中学校校長会	町民センター	11
4月4日	月	支援教育補助員研修会	町民センター	26
4月6日	水	小中学校入学式	各小中学校	—
4月7日	木	小・中学校教頭会	町民センター	11
4月7日	木	小・中事務職員会議	町民センター	7
4月8日	金	英語教育担当者会	オンライン	7
4月11日	月	小中一貫教育研究担当者会	第1会議室	7
4月14日	木	児童指導・生徒指導・教育相談コーディネーター担当者会	オンライン	17
4月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	7
4月18日	月	学校保健担当者会	教育研究所	7
4月20日	水	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	二宮西中学校	—
4月20日	水	教務担当者会	オンライン	7
4月21日	木	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小・山西小	—

学校給食センター

事業報告

(令和4年2月10日～令和4年3月24日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月16日	水	納入物資業務監査	給食センター	5
3月4日	金	食育担当者会	オンライン	7
3月16日	水	3学期給食終了	-	-

事業予定

(令和4年3月25日～令和4年4月27日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月8日	金	1学期給食開始		-

生涯学習課事業報告（令和4年2月10日～令和4年3月24日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
2/12	土	ラディアン20周年記念事業 『やまゆり里山音楽祭』	ラディアン ホール	—	—
2/13	日	人権教育研修会 映画『彼らが本気で編むときは、』の上映	ラディアン ホール	200人	45人
2/19	土	町民大学講座 『にのみや暮らしの歳時記』	ミーティング ルーム1	20人	15人
2/20 2/27	日	青少年健全育成事業 『Vamos Live 2022』 2/20 ダンスパフォーマンス、2/27バンド演奏	ラディアン ホール	14組 5組	13組 2組
2/23 ～ 3/6	水 ～ 日	にのみやこども作品展（二宮小学校）	図書館	—	—
2/27	日	ニュースポーツ体験会（スポーツ推進委員主催） ※委員の内部研修のため一般参加不可 3/12、3/20	町立体育館	中止	
3/6	日	ラディアンピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	60組	51組

生涯学習課事業予定（令和4年3月25日～4月27日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/15	金	環境浄化パトロール	町内	16:00

生涯学習課事業報告（令和4年2月10日～3月24日）

図書館班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2/19	金	わらべうたであそぼう(各4組)	和室	2組4人
2/22	火	わらべうたであそぼう入門編 (3月8日(火)、3月21日(月・祝)にも開催)	和室	7組
3/9	水	ちいちゃいおはなし会 (事前申し込み制：6組12人上限)	おはなしの へや	4組9人
3/19	土	おはなし会 (事前申し込み制：6組12人上限)	おはなしの へや	

生涯学習課事業予定（令和4年3月25日～4月27日）

図書館班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	定員
4/13	水	ちいちゃいおはなし会 (事前申し込み制：6組12人上限)	おはなしの へや	6組 12人
4/13	水	ブックスタート事業（子育て健康課と共催）	保健 センター	-
4/15	金	わらべうたであそぼう(各4組)	和室	各4組
4/16	土	おはなし会 (事前申し込み制：6組12人上限)	おはなしの へや	6組 12人

議案第23号

令和4年度二宮町教育委員会基本方針（案）について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和4年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和4年度二宮町教育委員会基本方針

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調・協働しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成27年10月に策定し、平成30年度に改定した「二宮町教育大綱」において、基本理念として掲げている、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などのさらなる充実を目指します。

学校教育については、児童生徒の資質・能力の育成にあたり、町内すべての小中学校が共通性と一貫性をもって、誰一人取り残されない学級集団・学習集団づくりを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子ども達が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう取り組みを進めます。

また、令和5年度の施設分離型小中一貫教育の開始に向けて、一貫校となるそれぞれの小中学校グループ内で学校教育目標の統一を図ることに加え、分離型により取り組む教育の内容を整理し、保護者や地域住民にも情報共有しながら、準備を進めます。

社会教育については、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習社会の実現に向け、地域の文化や芸術、スポーツの振興と支援に取り組み、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会の提供に努めます。

また、町の歴史や文化を積極的にPRし後世につなげていくとともに、町民と連携した事業実施を通じて、町民の心豊かな生活へのきっかけや、地域や世代を超えたふれあいに繋がるよう取り組みを進めます。

いずれの教育活動においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応するための「新しい生活様式」を取り入れ、状況に応じて各種活動の適時・適切な見直しを行うほか、教育等施設長寿命化計画に基づく教育施設の老朽化対策も継続して進め、安全・安心な教育環境づくりにも取り組みます。

なお、施策の推進にあつては、二宮町総合戦略及び第5次二宮町総合計画後期基本計画と連携しつつ、令和5年度の二宮町総合計画や教育大綱の改定も見据えて、次の10年を意識した教育活動の方向性を整理しながら、取り組むこととします。

今年度の重点施策

1 学校教育（教育総務課）

1 児童生徒の「生きる力」の育成

- 自ら学ぶ力を養うための教育の推進
 - ・ I C T環境を活用した学びの充実

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

- 支援が必要な児童生徒への対応の充実
 - ・ ヤングケアラー等に対する体制の強化
 - ・ 医療的ケア児の支援に向けた取り組み
- 教職員の働き方改革の推進
 - ・ 部活動改革に向けた方向性の整理
- 児童生徒の学習環境の整備
 - ・ 長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

- 小中一貫教育の推進
 - ・ 施設分離型小中一貫教育の開始に向けた取り組みの推進
 - ・ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施

4 その他、学校教育における取り組み

- 学校給食センターにおける取り組み
 - ・ 什器等の計画更新

5 学校教育に関する情報発信の強化

- 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

2 社会教育（生涯学習課）

1 地域文化の向上

○二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

- ・ 文化芸術の振興・支援
- ・ スポーツの振興・支援

○図書館事業の推進

- ・ 子育て世代と子どもたちの利用の促進
- ・ 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
- ・ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

○社会教育事業の推進

- ・ コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

2 社会教育施設の管理運営

○各施設の適切な維持管理と運営

- ・ 「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえた、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討

3 社会教育に関する情報発信の強化

○二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努め、他人の意見も尊重でき、互いに思考を高め合える子どもを育成します。

② 英語教育を通じたコミュニケーション能力の育成

- ・小学校に、引き続き中学校英語科免許を持った教員を配置することで、授業や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ・小中学校の教員がともに学び合う機会を通じて、英語教育に関わる教員の指導力向上を図るとともに、小中学校間の学びを円滑に接続し、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりに努めます。
- ・小中学校の英語教育において、ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努めます。
- ・英語検定費用の助成を通じて、生徒の受検意欲を喚起し、英語への興味・関心と英語力の向上を図ります。

③ ICT環境を活用した学びの充実

重点施策

- ・タブレット端末をはじめとするICT機器を最大限に活用するため、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業の実施に向けた研修を引き続き行うとともに、ICT機器の活用を通じて、多様な子どもたちの情報活用能力や、工夫する思考の育成を図ります。
- ・児童生徒一人1台のタブレット端末を効果的に活用するための授業支援システムやドリル教材を活用し、子どもたちの学びの充実を図ります。

④ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・特別の教科である道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

⑤ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等に対する体制の強化

重点施策

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた講演会を開催し、町全体でヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を一層強化します。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
 - ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、適切に活用します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

② インクルーシブ教育・支援教育の充実

重点施策

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学习上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育の充実に取り組みます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

- ・医療的ケア児が入学する学校に医療的ケア看護職員を配置して、医療的ケアを実施します。また、「町立学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」に基づいて、医療的ケア児の支援体制について定期的に評価し、医療的ケア児が安心して教育を受けることができるよう関係機関が相互に協力しながら取り組みを進めます。

(2) 教職員の働き方改革の推進

① 働く場としての環境整備

- ・学校間ネットワークや統合型校務支援システム、タブレット端末等を活用し、校務や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。また、勤怠管理システムを活用し、学校の管理職と連携を取りながら、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるような取り組みを進めます。

② 部活動改革に向けた方向性の整理

重点施策

- ・令和5年度以降の学校の働き方改革を考慮した休日の部活動の段階的な地域移行に向け、国や県の方向性や他地区の実践研究事例等を基に、学校と地域が協働・融合した二宮町における部活動改革に向けた方向性の整理を行います。

③ 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(3) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研究事業」の推進

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、小中学校間の連携を図り、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。

② 教育研究所における研修の充実

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、指導主事による訪問指導等を実施し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。教職員研修については、児童生徒指導、特別支援教育、学習指導・学級経営に関する研修を1年

に1つずつ取り上げ、3カ年計画で実施していきます。

- ・教職員とともに、保護者や地域住民も参加できる研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(4) 児童生徒の学習環境の整備

① 長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

重点施策

- ・学校施設等現況調査委託の結果を踏まえた長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、優先順位を定め、学校施設及び学校給食センターの計画的な改修を進めます。また、各校の体育館にLED照明を導入し、学習環境の向上を図ります。

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 小中一貫教育の推進

① 施設分離型小中一貫教育の開始に向けた取り組みの推進

重点施策

- ・令和5年度の施設分離型小中一貫教育の開始に向け、一貫校となるそれぞれの小中学校グループ内での学校教育目標の統一や、教育内容の整理、一色小学校児童の中学校選択制の検討などを進めるとともに、保護者や町民への説明会を実施します。

② 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

- ・これまでの研究成果をいかし、小中学校教員合同のワーキンググループでの活動を通じて、9年間を見通した授業づくりを目指します。

③ かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「9年間を見通した共通性と一貫性のある指導・支援を通じた『学びに向かう力』の醸成と資質・能力を育む指導のあり方」の実施

重点施策

- ・小中一貫教育の基盤づくりとして、「誰一人取り残されない学級集団・学習集団づくり」をテーマに、町内すべての小・中学校が9年間を見通した共通性と一貫性をもった指導・支援に取り組み、主体的・対話的で深い学びを通して、これからの時代に求められる資質・能力の育成を図ります。

④ 郷土愛の育成

- ・郷土を愛する気持ちを育むために、総合的な学習の時間を中心に、探求的な活動を推進します。また、地域教材等を活かした副読本の研究を進めます。
- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てます。

(2) コミュニティ・スクール運営の促進

① 学校運営協議会の円滑な運営のための支援

- ・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。
- ・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に行い、各学校における取り組みの共有と活性化を図ります。

② 地域との連携による児童生徒の活動の促進

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

4 その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町学校防災マニュアル」とともに、各学校の「防災マニュアル」も見直しを行い、適切に運用することで、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通じ、地域や関係機関と連携した安全体制の構築を推進します。
- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。
- ・「学校の新しい生活様式」に則して、学校教育活動全般における感染対策を実施します。

(2) 情報教育

- ・児童生徒一人に1台のタブレット端末を効果的に活用し、高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度の育成に努めます。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・朝読書や読み聞かせの時間をはじめ、教育活動の中に読書の時間を取り入れることで、読書習慣の形成に取り組みます。
- ・学校図書館指導員を配置し、利用頻度を高めるように環境整備を進めます。
- ・学校図書館や町図書館の利用を進め、読書を通じて「考える力」、「感じる力」、「想像する力」を身につけられる機会を確保し、児童生徒の「主体的な学び」に繋がります。

(4) 「幼・保・小」の連続性を大切にした指導

- ・園児と児童の交流や幼・保・小の教職員の合同研修、情報交換の機会などを通じて、学びや育ちの連続性を大切にしたスタートカリキュラムへの理解を深め、幼児教育と学校教育の学びを円滑に繋がります。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

重点施策

- ・現在の給食センターへの移転から10年が経過したことを踏まえ、今後も安全・安心な給食を提供していくため、厨房設備を中心に、優先順位を定め、計画的な修繕を実施します。
- ・調理及び配送、配膳業務を委託した民間業者と連携し、安全でおいしい給食の安定的な提供に努めるとともに、栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。
- ・子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進します。

5 学校教育に関する情報発信の強化

(1) 学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

重点施策

- ・地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、町ホームページや広報紙、フェイスブック、学校だより等従来の手法に加え、学校独自のホームページを積極的に活用し、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。
- ・学校ホームページやマチコミメールによる情報発信について、発信の視点や運用方法などを学校間で共有することにより、発信する情報の質や量の平準化に努めます。
- ・学校間の連携に関連した情報発信を強化し、小中一貫教育への理解を深めていただく話題提供に努めます。

2 社会教育

町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現と共に個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、町民が主体となった多様な学習機会の提供、文化活動・生涯スポーツの推進を図ります。

1 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

① 文化芸術の振興・支援

重点施策

- ・「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」、「民俗芸能のつどい」などを開催することで、町民の活動の成果発表の場や、伝統芸能保存の場を提供し、郷土愛の醸成に努めます。
- ・ふたみ記念館開館10周年を記念した展示や観光事業との連携を通じて、画家二見利節の認知度の向上と施設の有効活用を進めます。
- ・「湘南二宮バーチャル郷土館」の充実、町所蔵の文化財や資料展示を行い、文化や歴史に触れる機会を提供します。また、町指定文化財などの貴重な資料の整理・保存を進めるとともに、埋蔵文化財を題材とした「ふるさと再発見」を発行し町の魅力を発信します。

② スポーツの振興・支援

重点施策

- ・町民が集う場である「町民体育祭」について、社会情勢や役員負担への配慮を踏まえ、子どもから大人まで、だれもが安全、安心して参加できる事業に向けて取り組みます。
- ・スポーツ推進委員連絡協議会や、スポーツ協会と連携し、町民がスポーツに触れる機会の創出に取り組みます。

③ 学習機会の整備・提供

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の更新を進め、町民の学習機会・余暇活動の充実・促進を図ります。
- ・神奈川大学との包括協定事業の一環として、大学の資源を活用した事業を実施します。
- ・町民主体で開催する「にのみや町民大学講座」や、地域における生涯学習活動の振興に資する「地域生涯学習振興事業補助金」により、学習機会を提供します。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て世代と子どもたちの利用の促進

重点施策

- ・生涯を通じた利用の入口として、「ブックスタート事業」（子育て・健康課共催）や親子向け事業に取り組みます。また、「こどものほんコーナー相談員」の定期配置とともに、資料に関する質問や読書相談に対応できるよう職員のスキルアップに取り組みます。
- ・町内の小中学校、高等学校、幼稚園や保育園と連携し、情報の発信や図書館資料の貸出、職業体験や見学受け入れを通じて、読書習慣形成への後押しや図書館利用の推進に取り組みます。
- ・子どもたち一人ひとりが自分らしい生き方を実現していく過程で、さまざまな考えや文化に触れられるよう、ティーンズコーナーの充実とPRに取り組みます。

② 図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり

重点施策

- ・町の文化と情報の拠点として、町に暮らす幅広い世代、さまざまな立場の町民に活用されるよう、定期的かつ多様な資料の更新、図書館基金を活用した幅広い資料の充実に取り組みます。
- ・子育て関連図書や、健康・医療関連図書をはじめとする各コーナー、各フロアについて、魅力ある書架づくりを進めます。
- ・新着資料のお知らせメールや資料予約、読書記録作成などのホームページサービスの利用促進をはじめ、アクセスしやすい環境づくりに取り組みます。
- ・図書館利用の促進を図るため、資料やサービスについて、図書館独自の広報ツール（図書館だより、ホームページ、Twitter）を通じた情報発信を進めるとともに、町広報ツール（広報にのみや、町ホームページ、町Facebookなど）も活用します。
- ・図書館がより身近な存在として多くの町民に親しまれるよう、庁内各課や関連機関との連携、町民との協働や協力を意識した運営に努めます。

③ 町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

重点施策

- ・町にゆかりのある人物や資料の整備と紹介を行い、歴史と文化を育む風土の醸成に取り組みます。
- ・町に関する資料や行政資料を収集整理し、地域への理解と思いの涵養に努めます。

(3) 社会教育事業の推進

① コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

重点施策

- ・地域住民・学校・団体・企業等多様な主体が参画できるようなネットワーク作

りの中心となる地域学校協働活動推進員を配置し、見守り、学習支援、放課後の居場所づくりなど地域学校協働活動を推進します。

- ・放課後の安全・安心な居場所づくりと子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域学校協働活動推進員と共に、地域のボランティアの方々の協力のもと放課後子ども教室を実施します。

② 人権教育の推進

- ・さまざまな人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会との連携や、「中学生交流洋上体験研修」などのレクリエーションや体験活動を通じて、子どもたちの社会性、主体性を育み、将来地域を担う青少年の育成を行います。また、「青少年の健全育成キャンペーン」などを実施する青少年環境浄化推進員については、時代に即した活動の検討を行います。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・PTA連絡協議会や子ども会育成会連絡協議会と協力した事業の開催や、団体事業への支援や情報提供を通じた協力・連携に取り組み、家庭や地域における生涯学習活動を後押しします。

2 社会教育施設の管理運営

(1) 各施設の適切な維持管理と運営

① 「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえた、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討 重点施策

- ・「(仮称)新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」をふまえ、町民の交流拠点としてラディアン及び図書館の活用方法やあり方の検討を進めるとともに、改修に向けて、町民や利用者への事前周知を進めます。

② 受益者負担の在り方の検討

- ・インボイス制度導入をふまえ、各施設や設備、利用形態をふまえた受益者負担の在り方の検討を進めます。

③ 安全・安心のための施設の維持管理

- ・町立体育館の各種改修をはじめとして、町民をはじめとする多くの利用者に安全に利用していただける施設管理に取り組みます。

3 社会教育に関する情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

重点施策

- ・町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

議案第25号

二宮町社会教育委員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員について、令和6年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 社会教育委員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	稲葉 通隆	令和4年4月1日	令和6年3月31日	新任
2	久保田 秀実			
3	関口 金由紀			
4	橋本 由恵			
5	蓮實 茂夫			
6	三宅 栄子			
7	山内 みどり			新任
8	町立小中学校長			

議案第26号

二宮町図書館協議会委員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町図書館協議会委員について、令和6年3月31日までの委嘱を提案する。

各種委員名簿

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町図書館協議会

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	相澤 るつ子	令和4年4月1日	令和6年3月31日	
2	石井 敬士			
3	内山 留美			
4	桐岡 眞澄			
5	三宅 栄子			
6	二宮高等学校長			
7	町立小学校長			
8	町立中学校長			

議案第27号

二宮町文化財保護委員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町文化財保護委員について、令和6年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 文化財保護委員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	橘川 昭夫	令和4年4月1日	令和6年3月31日	新任
2	古宮 雅明			
3	島崎 直人			
4	鈴木 一男			
5	宮原 俊一			新任

議案第28号

二宮町青少年指導員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町青少年指導員について、令和6年3月31日までの委嘱を提案する。

各種委員名簿

担当課名 生涯学習課

各種委員名 青少年指導員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	橘川 史郎	令和4年4月1日	令和6年3月31日	新任
2	岡田 康裕			新任
3	三重野 智也			
4	越地 貞裕			
5	浦中 勝己			
6	川堺 昌彦			
7	水島 洋子			
8	土井 日輝			
9	鶴岡 保次			新任
10	嶋津 美紀			
11	佐藤 正			新任
12	高橋 勝巳			新任
13	相田 さとみ			新任
14	小暮 勲			
15	金子 敦彦			
16	稲葉 通隆			
17	泉 直英			
18	二見 雅彦			新任

議案第29号

二宮町スポーツ推進委員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町スポーツ推進委員について、令和6年3月31日までの委嘱を提案する。

各種委員名簿

担当課名 生涯学習課

各種委員名 スポーツ推進委員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	八木 和宏	令和4年4月1日	令和6年3月31日	
2	田中 るり			新任
3	目黒 美砂緒			
4	梁井 浩			
5	原 敏幸			
6	西山 浩二			
7	水島 義勝			
8	小山 一夫			
9	熊澤 みさき			
10	梶原 侑貴			新任
11	福島 英人			新任
12	三浦 信行			新任
13	堀尾 哲也			
14	工藤 昭英			
15	佐藤 日出子			
16	松本 憲二			
17	吉田 幹弥			
18	杉山 順也			
19	山本 雅巳			新任

議案第30号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

地域学校協働活動推進員について、令和5年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 地域学校協働活動推進員

	氏名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	選任中			二宮小学校
2	橋本 由恵	令和4年4月1日	令和5年3月31日	一色小学校
3	山中 美由紀	令和4年4月1日	令和5年3月31日	山西小学校
4	選任中			二宮中学校
5	泉 直英	令和4年4月1日	令和5年3月31日	二宮西中学校

議案第 3 1 号

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、所定の改正をするため提案する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会事務局組織規則（昭和49年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生涯学習・スポーツ班」を「生涯学習班、スポーツ推進班」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教育総務課

教育総務班

- 1 教育委員会の会議に関する事。
- 2 大綱の策定に関する事。
- 3 総合教育会議に関する事。
- 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。
- 5 教育財産に関する事。
- 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。
- 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。
- 8 公印の管理に関する事。
- 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。
- 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。
- 11 事務局における文書の収受、発送及び保存並びに学校における文書の送達に関する事。
- 12 教育委員会の予算に関する事。
- 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。
- 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。
- 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。
- 16 学級編制に関する事。
- 17 県費負担教職員の内申、分限、懲戒及び人事に関する事。
- 18 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。
- 19 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- 20 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 21 学校環境衛生に関する事。

- 22 日本スポーツ振興センターに関する事。
- 23 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- 24 通学路に関する事。
- 25 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。
- 26 教具・ICT機器・その他設備整備に関する事。
- 27 教科用図書は無償給与に関する事。
- 28 学齢簿の作成及び保管に関する事。
- 29 児童及び生徒の就学事務に関する事。
- 30 その他学事に関する事。
- 31 奨学生に関する事。
- 32 公立学校共済組合に関する事。
- 33 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。
- 34 教育委員会内の連絡調整に関する事。
- 35 課内の庶務に関する事。

指導班

- 1 学校の教育課程・学習指導・児童生徒指導等に関する事。
- 2 教科用図書の採択に関する事。
- 3 教材の取扱いに関する事。
- 4 小中一貫教育に関する事。
- 5 通学区域の設定及び変更に関する事。
- 6 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関する事。
- 7 学校運営協議会に関する事。
- 8 教職員研究奨励に関する事。
- 9 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。
- 10 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。
- 11 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関する事。
- 12 県費負担教職員の研修に関する事。
- 13 ICT教育の推進に関する事。
- 14 その他学校教育の指導に関する事。

生涯学習課

生涯学習班

- 1 生涯学習振興に関する調査、研究、企画及び立案に関する事。
- 2 社会教育委員会に関する事。
- 3 生涯学習関係資料の編集及び刊行に関する事。
- 4 生涯学習に係る相談に関する事。
- 5 生涯学習に係る情報収集及び情報提供に関する事。

- 6 生涯学習及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関すること。
- 7 成人教育に関すること。
- 8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- 9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関すること。
- 10 文化財保護委員会に関すること。
- 11 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
- 12 芸能文化に関すること。
- 13 青少年問題協議会に関すること。
- 14 青少年指導員に関すること。
- 15 地域学校協働活動推進員に関すること。
- 16 青少年教育に関すること。
- 17 社会環境浄化に関すること。
- 18 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。
- 19 講座、講演会、展示会の開催及び奨励に関すること。
- 20 生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
- 21 ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。
- 22 その他生涯学習及び社会教育に関すること。
- 23 課内の庶務に関すること。

スポーツ推進班

- 1 スポーツの推進に関する調査、研究、企画及び立案に関すること。
- 2 スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。
- 3 スポーツに係る相談に関すること。
- 4 スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。
- 5 スポーツに係る教育機関との連絡調整に関すること。
- 6 スポーツ推進委員に関すること。
- 7 社会体育施設の管理及び運営に関すること。
- 8 学校体育施設の開放に関すること。
- 9 その他スポーツ振興に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条 事務局に次の部、課及び班を置く。</p> <p>教育部 教育総務課 教育総務班、指導班 生涯学習課 <u>生涯学習班、スポーツ推進班、図書館班</u></p> <p>別表（第3条関係） 教育総務課 教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。 16 学級編成に関する事。 17 県費負担教職員の内申、分限、懲戒及び人事に関する事。 18 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。 19 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。 20 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 21 学校環境衛生に関する事。 22 日本スポーツ振興センターに関する事。 	<p>第2条 事務局に次の部、課及び班を置く。</p> <p>教育部 教育総務課 教育総務班、指導班 生涯学習課 <u>生涯学習・スポーツ班、図書館班</u></p> <p>別表（第3条関係） 教育総務課 教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。 16 学級編成に関する事。 17 県費負担教職員の内申、分限、懲戒及び人事に関する事。 18 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。 19 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。 20 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 21 学校環境衛生に関する事。 22 日本スポーツ振興センターに関する事。

改正後	改正前
<p>23 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>24 通学路に関すること。</p> <p>25 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関すること。</p> <p>26 <u>教具・ICT機器</u>・その他設備整備に関すること。</p> <p>27 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>28 学齢簿の作成及び保管に関すること。</p> <p>29 児童及び生徒の就学事務に関すること。</p> <p>30 その他学事に関すること。</p> <p>31 奨学生に関すること。</p> <p>32 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>33 学校給食及び学校給食共同調理場に関すること。</p> <p>34 教育委員会内の連絡調整に関すること。</p> <p>35 課内の庶務に関すること。</p>	<p>23 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>24 通学路に関すること。</p> <p>25 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関すること。</p> <p>26 教具その他設備整備に関すること。</p> <p>27 教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>28 学齢簿の作成及び保管に関すること。</p> <p>29 児童及び生徒の就学事務に関すること。</p> <p>30 その他学事に関すること。</p> <p>31 奨学生に関すること。</p> <p>32 公立学校共済組合に関すること。</p> <p>33 学校給食及び学校給食共同調理場に関すること。</p> <p>34 教育委員会内の連絡調整に関すること。</p> <p>35 課内の庶務に関すること。</p>
<p>指導班</p>	<p>指導班</p>
<p><u>1 学校の教育課程・学習指導・児童生徒指導等に関すること。</u></p> <p><u>2 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>3 教材の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>4 小中一貫教育に関すること。</u></p> <p><u>5 通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>6 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>7 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>8 教職員研究奨励に関すること。</u></p> <p><u>9 児童及び生徒の保健安全指導に関すること。</u></p> <p><u>10 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関すること。</u></p> <p><u>11 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関すること。</u></p> <p><u>12 県費負担教職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>13 ICT教育の推進に関すること。</u></p> <p><u>14 その他学校教育の指導に関すること。</u></p>	<p><u>1 教科用図書の採択に関すること。</u></p> <p><u>2 教材の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>3 小中一貫教育に関すること。</u></p> <p><u>4 通学区域の設定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>5 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>6 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>7 教職員研究奨励に関すること。</u></p> <p><u>8 児童及び生徒の保健安全指導に関すること。</u></p> <p><u>9 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関すること。</u></p> <p><u>10 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関すること。</u></p> <p><u>11 県費負担教職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>12 その他学校教育の指導に関すること。</u></p>
<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習課</p>
<p><u>生涯学習班</u></p>	<p><u>生涯学習・スポーツ班</u></p>
<p>1 生涯学習振興に関する調査、研究、企画及び立案に関すること。</p> <p>2 社会教育委員会に関すること。</p>	<p>1 生涯学習・スポーツ振興に関する調査、研究、企画及び立案に関すること。</p> <p>2 社会教育委員会に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>3 生涯学習関係資料の編集及び刊行に関すること。</p> <p>4 生涯学習に係る相談に関すること。</p> <p>5 生涯学習に係る情報収集及び情報提供に関すること。</p> <p>6 生涯学習及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p>7 成人教育に関すること。</p> <p>8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関すること。</p> <p>10 文化財保護委員会に関すること。</p> <p>11 文化財の調査、研究及び保護に関すること。</p> <p>12 芸能文化に関すること。</p> <p>13 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>14 青少年指導員に関すること。</p> <p><u>15</u> 地域学校協働活動推進員に関すること。</p> <p><u>16</u> 青少年教育に関すること。</p> <p><u>17</u> 社会環境浄化に関すること。</p> <p><u>18</u> 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。</p> <p><u>19</u> 講座、講演会、展示会の開催及び奨励に関すること。</p> <p><u>20</u> 生涯学習センター管理及び運営に関すること。</p> <p><u>21</u> ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。</p> <p><u>22</u> その他生涯学習及び社会教育に関すること。</p> <p><u>23</u> 課内の庶務に関すること。</p> <p><u>スポーツ推進班</u></p> <p><u>1</u> スポーツの推進に関する調査、研究、企画及び立案に関すること。</p> <p><u>2</u> スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。</p> <p><u>3</u> スポーツに係る相談に関すること。</p> <p><u>4</u> スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。</p> <p><u>5</u> スポーツに係る教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p><u>6</u> スポーツ推進委員に関すること。</p>	<p>3 生涯学習・スポーツ関係資料の編集及び刊行に関すること。</p> <p>4 生涯学習・スポーツに係る学習相談に関すること。</p> <p>5 生涯学習・スポーツに係る情報収集及び情報提供に関すること。</p> <p>6 生涯学習・スポーツ及び社会教育に係る教育機関との連絡調整に関すること。</p> <p>7 成人教育に関すること。</p> <p>8 社会教育団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>9 社会教育関係指導者等の育成及び研修に関すること。</p> <p>10 文化財保護委員会に関すること。</p> <p>11 文化財の調査、研究及び保護に関すること。</p> <p>12 芸能文化に関すること。</p> <p>13 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>14 青少年指導員に関すること。</p> <p><u>15</u> <u>スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p><u>16</u> 地域学校協働活動推進員に関すること。</p> <p><u>17</u> 青少年教育に関すること。</p> <p><u>18</u> 社会環境浄化に関すること。</p> <p><u>19</u> 青少年関係団体の育成及び指導に関すること。</p> <p><u>20</u> 講座、講演会、展示会の開催及び奨励に関すること。</p> <p><u>21</u> 生涯学習センター管理及び運営に関すること。</p> <p><u>22</u> ふたみ記念館の管理及び運営に関すること。</p> <p><u>23</u> 社会体育施設の管理及び運営に関すること。</p> <p><u>24</u> 学校体育施設の開放に関すること。</p> <p><u>25</u> <u>前項各号に掲げるもののほか生涯学習・スポーツ振興及び社会教育に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>26 課内の庶務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>7 社会体育施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>8 学校体育施設の開放に関すること。</u></p> <p><u>9 その他スポーツ振興に関すること。</u></p>	

議案第32号

二宮町図書館規則の一部を改正する規則について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町図書館規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町図書館規則の一部を改正する規則

二宮町図書館規則（昭和50年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「蒐集」を「収集」に改める。

第3条第5号中「図書館資料等」を「図書館資料」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「図書館資料等」を「図書館資料」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「図書館資料等」を「図書館資料」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「図書館資料等」を「図書館資料」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同条第11号中「読書会、映画会、講座」を「図書館の行事」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第6条中「図書資料」を「図書館資料」に、「または」を「又は」に改め、同条ただし書中「やむを得ない」を「、やむを得ない」に改める。

第7条の前の見出し中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同条本文中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同条ただし書中「公開する図書資料」を「、公開する図書館資料」に、「手続き」を「手続」に改める。

第9条の前の見出し及び同条中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第10条中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「勤務する者」を「勤務又は通学する者」に改める。

第12条中「図書資料」を「図書館資料」に、「貸出冊数は個人にあつては5冊以内、団体にあつては300冊以内とし、貸出期間については、個人にあつては14日以内、団体にあつては100日以内とする」を「次の表のとおりとする」に改め、同条後段を削り、同条に次の表を加える。

利用者区分		個人	団体
図書資料	貸出冊数	8冊以内	300冊以内
	貸出期間	14日以内	100日以内
視聴覚資料	貸出点数	3点以内	3点以内
	貸出期間	14日以内	14日以内

第13条第1項中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、貸出しを受けた資料を引き続き継続して利用しようとする場合は、貸出期間を延長することができる。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間の最終日までに申し出ることとする。ただし、貸出期間中に他の利用者から貸出しの予約があった場合、既に貸出期間の延長を受けた場合、又は図書館において必要のある場合は、貸出期間の延長を認めない。

第14条中「図書資料」を「図書館資料」に、「または」を「又は」に改める。

第15条第1項及び第2項中「図書資料」を「図書館資料」に改める。

第20条第1項中「図書資料等」を「図書その他の資料」に改め、同条第2項中「寄託された図書資料等」を「寄託された図書その他の資料」に、「町の所有する図書資料等」を「図書館資料」に改める。

第21条中「図書資料等」を「図書その他の資料」に、「または」を「又は」に改める。

第22条中「図書資料」を「図書その他の資料」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町図書館規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に定めるところにしたがい、おおむね図書記録、その他必要な資料を<u>収集</u>し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする。</p> <p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 図書館の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>図書館資料</u>の選択、収集に関すること。</p> <p>(6) <u>図書館資料</u>の目録、分類、装備及び配架に関すること。</p> <p>(7) <u>図書館資料</u>の館内利用、館外貸出及び団体貸出に関すること。</p> <p>(8) <u>図書館資料</u>の紹介、調査、相談及び複写に関すること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>図書館の行事等</u>に関すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 図書館の施設、付属設備及び<u>図書館資料</u>を利用中に破損し、汚損し、又は紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原型に復し、<u>又はその損害を賠償</u>しなければならない。ただし、<u>やむを得ない事情</u>がある場合で特に教育長が認めたときは、その損害の賠償は免除することができる。</p> <p>(<u>図書館資料</u>の館内利用)</p> <p>第7条 館内利用に供する<u>図書館資料</u>の範囲は、目録に記載する<u>図書館資料</u>とし、利用者は請求票に必要な事項を記入して係員に差し出し貸出しを受けなければならない。ただし、<u>公開する図書館資料</u>についてはその<u>手続</u>を要しない。また利用を終ったときは、係員に返却しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に定めるところにしたがい、おおむね図書記録、その他必要な資料を<u>蒐集</u>し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする。</p> <p>(組織及び事務分掌)</p> <p>第3条 図書館の事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>図書館資料等</u>の選択、収集に関すること。</p> <p>(6) <u>図書館資料等</u>の購入及び受入れに関すること。</p> <p>(7) <u>図書館資料等</u>の目録、分類、装備及び配架に関すること。</p> <p>(8) <u>図書館資料等</u>の館内利用、館外貸出及び団体貸出に関すること。</p> <p>(9) <u>図書館資料等</u>の紹介、調査、相談及び複写に関すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>読書会、映画会、講座等</u>に関すること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第6条 図書館の施設、付属設備及び<u>図書資料</u>を利用中に破損し、汚損し、または紛失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原型に復し、<u>またはその損害を賠償</u>しなければならない。ただし、<u>やむを得ない事情</u>がある場合で特に教育長が認めたときは、その損害の賠償は免除することができる。</p> <p>(<u>図書資料</u>の館内利用)</p> <p>第7条 館内利用に供する<u>図書資料</u>の範囲は、目録に記載する<u>図書資料</u>とし、利用者は請求票に必要な事項を記入して係員に差し出し貸出しを受けなければならない。ただし、<u>公開する図書資料</u>についてはその<u>手続</u>きを要しない。また利用を終ったときは、係員に返却しなければならない。</p>

改正後	改正前																		
<p>(<u>図書館資料の館外利用</u>)</p> <p>第9条 館外利用に供する<u>図書館資料</u>の範囲は、他の利用等に支障のない範囲で教育長が定める。</p> <p>第10条 <u>図書館資料</u>の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町内に事務所を有する官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は会社等に勤務又は通学する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第12条 同時に貸出しをする<u>図書館資料</u>及び期間は、特に必要のある場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	<p>(<u>図書資料の館外利用</u>)</p> <p>第9条 館外利用に供する<u>図書資料</u>の範囲は、他の利用等に支障のない範囲で教育長が定める。</p> <p>第10条 <u>図書資料</u>の貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町内に事務所を有する官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校または会社等に勤務する者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第12条 同時に貸出しをする<u>図書資料</u>及び期間は、特に必要のある場合を除き、<u>貸出冊数は個人にあつては5冊以内、団体にあつては300冊以内とし、貸出期間については、個人にあつては14日以内、団体にあつては100日以内とする。また視聴覚資料は個人及び団体ともに3点以内、貸出期間については、14日以内とする。</u></p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用者区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">図書資料</td> <td>貸出冊数</td> <td>8冊以内</td> <td>300冊以内</td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td>14日以内</td> <td>100日以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">視聴覚資料</td> <td>貸出点数</td> <td>3点以内</td> <td>3点以内</td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td>14日以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table>	利用者区分		個人	団体	図書資料	貸出冊数	8冊以内	300冊以内	貸出期間	14日以内	100日以内	視聴覚資料	貸出点数	3点以内	3点以内	貸出期間	14日以内	14日以内	
利用者区分		個人	団体																
図書資料	貸出冊数	8冊以内	300冊以内																
	貸出期間	14日以内	100日以内																
視聴覚資料	貸出点数	3点以内	3点以内																
	貸出期間	14日以内	14日以内																
<p>第13条 <u>図書館資料</u>の貸出しを受けたものは、貸出期間が満了したときは、すみやかに返納しなければならない。ただし、貸出しを受けた資料を引き続き継続して利用しようとする場合は、<u>貸出期間を延長することができる。</u></p> <p>2 <u>貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間の最終日まで申し出ることとする。ただし、貸出期間中に他の利用者から貸出しの予約があった場合、既に貸出期間の延長を受けた場合、又は図書館において必要のある場合は、貸出期間の延長を認めない。</u></p>	<p>第13条 <u>図書資料</u>の貸出しを受けたものは、貸出期間が満了したときは、すみやかに返納しなければならない。</p> <p>2 <u>前項によって返納した図書資料について引き続き貸出しを希望する場合においても、貸出期間中に、他にその図書資料の貸出申込みがあった場合、または図書館において必要のある場合は継続して貸し出さない。</u></p>																		

改正後	改正前
<p>第14条 <u>図書館資料</u>の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の使用を一時停止し、<u>又は禁止</u>する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>図書館資料</u>を著しく破損し、汚損し<u>又は紛失</u>したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用券を他人に譲渡、<u>又は貸与</u>したとき。</p>	<p>第14条 <u>図書資料</u>の貸出しを受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の使用を一時停止し、<u>または禁止</u>する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>図書資料</u>を著しく破損し、汚損し<u>または紛失</u>したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 利用券を他人に譲渡、<u>または貸与</u>したとき。</p>
<p>第15条 利用者は、貸出しを受けたい<u>図書館資料</u>が他の利用者に貸出しされている場合は、貸出しの予約をすることができる。</p> <p>2 利用者は、貸出しを受けたい<u>図書館資料</u>が図書館に所蔵されていない場合は、リクエストをすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(雑則)</p>	<p>第15条 利用者は、貸出しを受けたい<u>図書資料</u>が他の利用者に貸出しされている場合は、貸出しの予約をすることができる。</p> <p>2 利用者は、貸出しを受けたい<u>図書資料</u>が図書館に所蔵されていない場合は、リクエストをすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(雑則)</p>
<p>第20条 図書館は、<u>図書その他の資料</u>の寄贈及び寄託を受けることができる。</p> <p>2 <u>寄託された図書その他の資料</u>の管理については、<u>図書館資料</u>に準ずるものとする。</p>	<p>第20条 図書館は、<u>図書資料等</u>の寄贈及び寄託を受けることができる。</p> <p>2 <u>寄託された図書資料等</u>の管理については、<u>町の所有する図書資料等</u>に準ずるものとする。</p>
<p>第21条 寄贈及び寄託された<u>図書その他の資料</u>の受領及び返送等に要する経費は寄贈者、<u>又は寄託者の負担</u>とする。ただし、教育長において特別の事情があると認められるときはこの限りでない。</p>	<p>第21条 寄贈及び寄託された<u>図書資料等</u>の受領及び返送等に要する経費は寄贈者、<u>または寄託者の負担</u>とする。ただし、教育長において特別の事情があると認められるときはこの限りでない。</p>
<p>第22条 寄託された<u>図書その他の資料</u>が盗難、火災その他不可抗力によって破損し、汚損し<u>又は滅失</u>した場合には、図書館は損害賠償の責を負わない。</p>	<p>第22条 寄託された<u>図書資料</u>が盗難、火災その他不可抗力によって破損し、汚損し<u>または滅失</u>した場合には、図書館は損害賠償の責を負わない。</p>

議案第 33 号

二宮町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 4 年 3 月 25 日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町文化財保護条例施行規則（昭和46年二宮町教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第8号様式までを次のように改める。

第2号様式

	年	月	日
二宮町教育委員会殿			
	所有者	氏	名
二宮町重要文化財指定書再交付申請書			
次のとおり指定書を亡失（損傷）しましたので、指定書を再交付して下さるよう申請します。			
記			
1	旧指定書の記号および番号		
2	当該指定重要文化財の指定された年月日		
3	当該指定重要文化財の名称および数量		
4	所有者の住所および氏名		
5	亡失（損傷）の年月日		
6	亡失（損傷）の状況		
7	その他参考となる事項		

第3号様式

	年	月	日
二宮町教育委員会殿			
	新所有者	氏	名
二宮町指定重要文化財所有者変更届			
次のとおり所有者を変更しましたので、お届けします。			
記			
1	指定書の記号および番号		
2	当該指定重要文化財の指定された年月日		
3	当該指定重要文化財の名称および数量		
4	旧所有者の住所および氏名		
5	新所有者の住所および氏名		
6	変更年月日		
7	変更の理由		
8	その他参考となる事項		

第4号様式

	年	月	日
二宮町教育委員会殿			
	所有者	氏	名
二宮町指定重要文化財所有者住所変更届書			
次のとおり住所を変更したので、お届けします。			
記			
1 指定書の記号および番号			
2 当該指定重要文化財の指定された年月日			
3 当該指定重要文化財の名称および数量			
4 所有者の旧住所			
5 所有者の新住所			
6 変更の年月日			
7 その他参考となる事項			

第5号様式

	年	月	日
二宮町教育委員会殿			
	所有者	氏	名
二宮町指定重要文化財滅失（損傷）届書			
次のとおり滅失（損傷）しましたので、お届けします。			
記			
1 指定書の記号および番号			
2 当該指定重要文化財の指定された年月日			
3 当該指定重要文化財の名称および数量			
4 滅失（損傷）発見年月日			
5 滅失（損傷）の状況および発見時の処置			
6 今後の処置に対する希望			
7 その他参考となる事項			

年 月 日

二宮町教育委員会殿

所有者 氏 名

二宮町指定重要文化財亡失（盗難）届書

次のとおり亡失しました（盗まれました）のでお届けします。

記

- 1 指定書の記号および番号
- 2 当該指定重要文化財の指定された年月日
- 3 当該指定重要文化財の名称および数量
- 4 亡失（盗難）の年月日
- 5 亡失（盗難）発見後の処置
- 6 その他参考となる事項

年 月 日

二宮町教育委員会殿

所有者 氏 名

二宮町指定重要文化財所在変更届書

次のとおり所在を変更しましたので、お届けします。

記

- 1 指定書の記号および番号
- 2 当該指定重要文化財の指定された年月日
- 3 当該指定重要文化財の名称および数量
- 4 旧所在地
- 5 新所在地
- 6 変更の理由
- 7 その他参考となる事項

年 月 日

二宮町教育委員会殿

所有者 氏 名

二宮町指定重要文化財現状変更許可申請書

次のとおり現状を変更したいので許可くださるよう申請します。

記

- 1 指定書の記号および番号
- 2 当該指定重要文化財の指定された年月日
- 3 当該指定重要文化財の名称および数量
- 4 所有者の住所および氏名
- 5 変更の理由
- 6 施行の予定期間
- 7 予定施行者の住所および氏名
- 8 変更に要する経費
- 9 その他参考となる事項

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町重要文化財指定書再交付申請書</p> <p>次のとおり指定書を亡失（損傷）しましたので、指定書を再交付して下さるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旧指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 所有者の住所および氏名 5 亡失（損傷）の年月日 6 亡失（損傷）の状況 7 その他参考となる事項 </div>	<p>第2号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿←</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名④ ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町重要文化財指定書再交付申請書←</p> <p>次のとおり指定書を亡失（損傷）しましたので、指定書を再交付して下さるよう申請します。←</p> <p style="text-align: center;">記←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旧指定書の記号および番号← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日← 3 当該指定重要文化財の名称および数量← 4 所有者の住所および氏名← 5 亡失（損傷）の年月日← 6 亡失（損傷）の状況← 7 その他参考となる事項← </div>

改正後	改正前
<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">新所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所有者変更届</p> <p>次のとおり所有者を変更しましたので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 旧所有者の住所および氏名 5 新所有者の住所および氏名 6 変更年月日 7 変更の理由 8 その他参考となる事項 </div>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿←</p> <p style="text-align: right;">新所有者 氏 名④ ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所有者変更届←</p> <p>次のとおり所有者を変更しましたので、お届けします。←</p> <p style="text-align: center;">記←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日← 3 当該指定重要文化財の名称および数量← 4 旧所有者の住所および氏名← 5 新所有者の住所および氏名← 6 変更年月日← 7 変更の理由← 8 その他参考となる事項← </div>

改正後	改正前
<p>第4号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所有者住所変更届書</p> <p>次のおり住所を変更したので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 所有者の旧住所 5 所有者の新住所 6 変更の年月日 7 その他参考となる事項 </div>	<p>第4号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿←</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名④ ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所有者住所変更届書←</p> <p>次のおり住所を変更したので、お届けします。←</p> <p style="text-align: center;">記←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日← 3 当該指定重要文化財の名称および数量← 4 所有者の旧住所← 5 所有者の新住所← 6 変更の年月日← 7 その他参考となる事項← <p>←</p> </div>

改正後	改正前
<p>第5号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財滅失（損傷）届書</p> <p>次のとおり滅失（損傷）しましたので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 滅失（損傷）発見年月日 5 滅失（損傷）の状況および発見時の処置 6 今後の処置に対する希望 7 その他参考となる事項 </div>	<p>第5号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿←</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名Ⓜ ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財滅失（損傷）届書←</p> <p>次のとおり滅失（損傷）しましたので、お届けします。←</p> <p style="text-align: center;">記←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日← 3 当該指定重要文化財の名称および数量← 4 滅失（損傷）発見年月日← 5 滅失（損傷）の状況および発見時の処置← 6 今後の処置に対する希望← 7 その他参考となる事項← <p>←</p> </div>

改正後	改正前
<p>第6号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財亡失（盗難）届書</p> <p>次のとおり亡失しました（盗まれました）のでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 亡失（盗難）の年月日 5 亡失（盗難）発見後の処置 6 その他参考となる事項 </div>	<p>第6号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財亡失（盗難）届書</p> <p>次のとおり亡失しました（盗まれました）のでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 亡失（盗難）の年月日 5 亡失（盗難）発見後の処置 6 その他参考となる事項 </div>

改正後	改正前
<p>第7号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所在変更届書</p> <p>次のとおり所在を変更しましたので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 旧所在地 5 新所在地 6 変更の理由 7 その他参考となる事項 </div>	<p>第7号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿 ←</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名 ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財所在変更届書 ←</p> <p>次のとおり所在を変更しましたので、お届けします。 ←</p> <p style="text-align: center;">記 ←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 ← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 ← 3 当該指定重要文化財の名称および数量 ← 4 旧所在地 ← 5 新所在地 ← 6 変更の理由 ← 7 その他参考となる事項 ← </div>

改正後	改正前
<p>第8号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会殿</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財現状変更許可申請書</p> <p>次のとおり現状を変更したいので許可くださるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 3 当該指定重要文化財の名称および数量 4 所有者の住所および氏名 5 変更の理由 6 施行の予定期間 7 予定施行者の住所および氏名 8 変更に必要な経費 9 その他参考となる事項 	<p>第8号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 ←</p> <p>二宮町教育委員会殿 ←</p> <p style="text-align: right;">所有者 氏 名 ←</p> <p style="text-align: center;">二宮町指定重要文化財現状変更許可申請書 ←</p> <p>次のとおり現状を変更したいので許可くださるよう申請します。 ←</p> <p style="text-align: center;">記 ←</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定書の記号および番号 ← 2 当該指定重要文化財の指定された年月日 ← 3 当該指定重要文化財の名称および数量 ← 4 所有者の住所および氏名 ← 5 変更の理由 ← 6 施行の予定期間 ← 7 予定施行者の住所および氏名 ← 8 変更に必要な経費 ← 9 その他参考となる事項 ←

議案第34号

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町武道館条例施行規則（昭和54年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

二宮町武道館使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
還 付 理 由	
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入
還 付 申 請 額	円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町武道館条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>第3号様式 (第8条関係)</p> <p>二宮町武道館使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話</p> <p>次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">利 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 日 時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 料 納 入 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日納入</td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還 付 理 由		使 用 料 納 入 日	年 月 日納入	還 付 申 請 額	円	<p>第3号様式 (第8条関係)</p> <p>二宮町武道館使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話</p> <p>次のとおり二宮町武道館使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">利 用 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 用 日 時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 料 納 入 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日納入</td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	利 用 目 的		利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	還 付 理 由		使 用 料 納 入 日	年 月 日納入	還 付 申 請 額	円
利 用 目 的																					
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで																				
還 付 理 由																					
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入																				
還 付 申 請 額	円																				
利 用 目 的																					
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで																				
還 付 理 由																					
使 用 料 納 入 日	年 月 日納入																				
還 付 申 請 額	円																				

議案第35号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和60年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第12条関係）

二宮町体育施設使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。

有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設	
還 付 理 由	
還 付 申 請 額	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>第9号様式 (第12条関係) 二宮町体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p>次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 35%;">年 月 日 ~</td> <td style="width: 35%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	有 効 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	利 用 施 設			還 付 理 由			還 付 申 請 額			<p>第9号様式 (第12条関係) 二宮町体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 電 話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 35%;">年 月 日 ~</td> <td style="width: 35%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>利 用 施 設</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>還 付 理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>還 付 申 請 額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	有 効 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	利 用 施 設			還 付 理 由			還 付 申 請 額		
有 効 期 間	年 月 日 ~	年 月 日																							
利 用 施 設																									
還 付 理 由																									
還 付 申 請 額																									
有 効 期 間	年 月 日 ~	年 月 日																							
利 用 施 設																									
還 付 理 由																									
還 付 申 請 額																									

議案第36号

学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

令和4年3月25日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校教育法施行細則の一部を改正する細則について、様式の改正を行うため提案する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則

学校教育法施行細則（昭和 60 年二宮町教育委員会細則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日							
二宮町教育委員会 殿 (保護者住所) (保護者氏名)							
児童生徒等の住所地の変更について（届出）							
このことについて、次のとおり届け出ます。							
ふり 氏	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">生年月日</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">がな 名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">保護者との 続柄</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>		生年月日		がな 名	保護者との 続柄	
	生年月日						
がな 名	保護者との 続柄						
新住所	_____						
旧住所	_____						
新住所に移った 年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">転入届を提出 した年月日</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>		転入届を提出 した年月日				
	転入届を提出 した年月日						
今まで通学して いた学校名	_____						

- 注意 1 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字及び地番を正確に書いて下さい。
- 2 「転入届をした年月日」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入届を町長に提出した年月日です。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

<p>学校の指定変更申立書</p> <p>年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 二宮町</p> <p style="text-align: right;">保護者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>私の保護する (年 月 日生) 就学すべき学校の指定を次のとおり変更してくださるよう申し立てます。</p>	
指定を受けた学校	
変更をしようとする学校	
変更を必要とする理由	

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日
二宮町教育委員会 殿
(保護者住所)
(保護者氏名)
区域外就学について (届出)
私の保護している (児童生徒等の氏名) は、(市町村) (私) 立 (小) (中) 学校 に入学させますから、届け出ます。
承諾書添付

注意 添付する「承諾書」は、児童生徒等を入学させる学校の管理者から、あなたに交付された承諾書です。

第7号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">区 域 外 就 学 願 書</p> <p style="margin: 10px 0 10px 100px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 10px 100px;">二宮町教育委員会教育長 殿</p> <div style="text-align: right; margin: 10px 0 10px 100px;"> <p>住 所</p> <p>保護者</p> <p>氏 名</p> </div> <p style="margin: 10px 0 10px 100px;">次のとおり二宮町立 学校に区域外就学させていただきますようお願い出ます。</p>			
児童生徒等	旧 住 所		
	新 住 所		
	氏 名		
	生 年 月 日		保 護 者 との関係
区域外就学を希望する学校及び学年	二宮町立 学校 第 学年		
区域外就学を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
区域外就学を願い出る理由			
通 学 方 法 等			

注意 理由はくわしく書いて下さい。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

退 学 届

年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

住 所

保護者

氏 名

次のとおり退学させますから届け出ます。

学齢児童・生徒	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	学 年	
	退学年月日	
	退 学 理 由	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	学齢児童・生徒との関係	

注意 「退学の理由」は、保護者の転居のため等簡単に書いて下さい。

第 15 号様式及び第 16 号様式を次のように改める。

第15号様式（第15条関係）

就学義務の猶予（免除）願書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

私の負っている就学義務を、次のとおり猶予（免除）して下さるよう理由を説明する書類を添えて願い出ます。

児童生徒等	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	保護者との関係
猶予期間（免除の始期） 年 月 日から 年 月 日まで	
猶予（免除）を必要とする理由	

注 「理由を証明する書類」とは、理由が病弱、発育不完全等心身の状況によるものであるときは、医師の診断書を、その他やむを得ないものであるときは、その理由に応じた証明書（たとえば、少年院、教護院に入院した者に係る場合におけるそれぞれの施設の長、居所不明における町長等の証明する書類）をいう。

なお、理由が知的障害によるものであるときは、知的障害に関する専門医、たとえば、精神科等の医師によるもので、内容は知能程度を明記してあるものとし、医師の診断書が知的障害に関する専門医によるものでないときは、診断書のほかに証明書（たとえば、大学の研究室もしくは知能の測定に経験の深い者のような信頼するに足る機関または個人による知能検査その他の検査による当該児童生徒等の知能程度を測定したもの。）を添えたものをいう。

第16号様式（第16条関係）

就学義務発生届出書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

わたくしは、就学義務を猶予（免除）されていましたが、その理由がなくなり就学義務が生じたのでその事情を証明する書類を添えて届け出ます。

学 令 児 童 (学令生徒)	住 所	二宮町
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	保護者との 関 係	
猶予期間（免除の始期）		年 月 日から 年 月 日まで
就学義務の生じた年月日		年 月 日
猶予（免除）された理由がなくなった事情		

注 猶予（免除）された理由がなくなった事情は、具体的に詳しく書いてください。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則の新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">(保護者住所) (保護者氏名)</p> <p style="text-align: center;">児童生徒等の住所地の変更について (届出)</p> <p>このことについて、次とおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">氏名</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>保護者との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>新住所に移った年月日</td> <td></td> <td>転入届を提出した年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今まで通学していた学校名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div> <p>注意 1 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字及び地番を正確に書いて下さい。 2 「転入届をした年月日」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入届を町長に提出した年月日です。</p>	氏名		生年月日		保護者との続柄		新住所				旧住所				新住所に移った年月日		転入届を提出した年月日		今まで通学していた学校名				<p>第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">(保護者住所) (保護者氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">児童生徒等の住所地の変更について (届出)</p> <p>このことについて、次とおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">氏名</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">生年月日</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>保護者との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>旧住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>新住所に移った年月日</td> <td></td> <td>転入届を提出した年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今まで通学していた学校名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </div> <p>注意 1 「住所」は、都道府県、郡、市町村、字及び地番を正確に書いて下さい。 2 「転入届をした年月日」は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入届を町長に提出した年月日です。</p>	氏名		生年月日		保護者との続柄		新住所				旧住所				新住所に移った年月日		転入届を提出した年月日		今まで通学していた学校名			
氏名				生年月日																																									
	保護者との続柄																																												
新住所																																													
旧住所																																													
新住所に移った年月日		転入届を提出した年月日																																											
今まで通学していた学校名																																													
氏名		生年月日																																											
		保護者との続柄																																											
新住所																																													
旧住所																																													
新住所に移った年月日		転入届を提出した年月日																																											
今まで通学していた学校名																																													

改正後

第4号様式（第7条関係）

学校の指定変更申立書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 殿 住 所 二宮町 保護者 氏 名 私の保護する (年 月 日生) 就学すべき学 校の指定を次のとおり変更して下さるよう申し立てます。	
指定を受けた学校	
変更をしようとする 学 校	
変更を必要とする 理 由	

改正前

第4号様式（第7条関係）

学校の指定変更申立書 年 月 日 二宮町教育委員会教育長 殿 住 所 二宮町 保護者 氏 名 <u>印</u> 私の保護する (年 月 日生) 就学すべき学 校の指定を次のとおり変更して下さるよう申し立てます。	
指定を受けた学校	
変更をしようとする 学 校	
変更を必要とする 理 由	

改正後	改正前
<p data-bbox="212 320 539 352">第 6 号様式（第 8 条関係）</p> <div data-bbox="228 392 999 1018" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="824 424 969 448" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="255 504 463 528">二宮町教育委員会 殿</p> <p data-bbox="656 587 775 611" style="text-align: center;">(保護者住所)</p> <p data-bbox="656 639 775 663" style="text-align: center;">(保護者氏名)</p> <p data-bbox="481 719 734 743" style="text-align: center;">区域外就学について（届出）</p> <p data-bbox="237 815 987 895">私の保護している（児童生徒等の氏名）は、(市町村) (私) 立 (小) (中) 学校に 入学させますから、届け出ます。</p> <p data-bbox="255 935 360 959">承諾書添付</p> </div> <p data-bbox="228 1038 1021 1102">注意 添付する「承諾書」は、児童生徒等を入学させる学校の管理者から、あなたに交 付された承諾書です。</p>	<p data-bbox="1160 320 1487 352">第 6 号様式（第 8 条関係）</p> <div data-bbox="1198 392 1968 1018" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1803 424 1948 448" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="1225 504 1433 528">二宮町教育委員会 殿</p> <p data-bbox="1630 587 1749 611" style="text-align: center;">(保護者住所)</p> <p data-bbox="1630 639 1749 663" style="text-align: center;">(保護者氏名)</p> <p data-bbox="1921 639 1951 663" style="text-align: right;">印</p> <p data-bbox="1456 719 1709 743" style="text-align: center;">区域外就学について（届出）</p> <p data-bbox="1214 815 1964 895">私の保護している（児童生徒等の氏名）は、(市町村) (私) 立 (小) (中) 学校に 入学させますから、届け出ます。</p> <p data-bbox="1232 935 1337 959">承諾書添付</p> </div> <p data-bbox="1198 1038 1991 1102">注意 添付する「承諾書」は、児童生徒等を入学させる学校の管理者から、あなたに交 付された承諾書です。</p>

改正後

第7号様式（第9条関係）

区 域 外 就 学 願 書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所
保護者
氏 名

次のとおり二宮町立 学校に区域外就学させてくださるようお願い出ます。

児童生徒等	旧 住 所			
	新 住 所			
	氏 名			
	生年月日		保護者 との関係	
区域外就学を希望する学校及び学年	二宮町立	学校	第	学年
区域外就学を希望する期間	年 月 日から	年 月 日まで		
区域外就学を願出する理由				
通 学 方 法 等				

注意 理由はくわしく書いて下さい。

改正前

第7号様式（第9条関係）

区 域 外 就 学 願 書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所
保護者
氏 名 印

次のとおり二宮町立 学校に区域外就学させてくださるようお願い出ます。

児童生徒等	旧 住 所			
	新 住 所			
	氏 名			
	生年月日		保護者 との関係	
区域外就学を希望する学校及び学年	二宮町立	学校	第	学年
区域外就学を希望する期間	年 月 日から	年 月 日まで		
区域外就学を願出する理由				
通 学 方 法 等				

注意 理由はくわしく書いて下さい。

改正後

第 10 号様式（第 10 条関係）

退 学 届
年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

住 所
保護者
氏 名

次のとおり退学させますから届け出ます。

学齢児童・ 生徒	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	学 年	
	退学年月日	
	退学理由	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	学齢児童・ 生徒との関 係	

注意 「退学の理由」は、保護者の転居のため等簡単に書いて下さい。

改正前

第 10 号様式（第 10 条関係）

退 学 届
年 月 日

二宮町立（小）（中）学校長 殿

住 所
保護者
氏 名

次のとおり退学させますから届け出ます。

学齢児童・ 生徒	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	学 年	
	退学年月日	
	退学理由	
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	学齢児童・ 生徒との関 係	

注意 「退学の理由」は、保護者の転居のため等簡単に書いて下さい。

改正後

第 15 号様式（第 15 条関係）

就学義務の猶予（免除）願書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

私の負っている就学義務を、次のとおり猶予（免除）してくださるよう理由を説明する書類を添えて願います。

児童生徒等	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	保護者との関係
猶予期間（免除の始期） 年 月 日から 年 月 日まで	
猶予（免除）を必要とする理由	

注 「理由を証明する書類」とは、理由が病弱、発育不完全等心身の状況によるものであるときは、医師の診断書を、その他やむを得ないものであるときは、その理由に応じた証明書（たとえば、少年院、教護院に入院した者に係る場合におけるそれぞれの施設の長、居所不明における町長等の証明する書類）をいう。

なお、理由が知的障害によるものであるときは、知的障害に関する専門医、たとえば、精神科等の医師によるもので、内容は知能程度を明記してあるものとし、医師の診断書が知的障害に関する専門医によるものでないときは、診断書のほかに証明書（たとえば、大学の研究室もしくは知能の測定に経験の深い者のような信頼するに足る機関または個人による知能検査その他の検査による当該児童生徒等の知能程度を測定したもの。）を添えたものをいう。

改正前

第 15 号様式（第 15 条関係）

就学義務の猶予（免除）願書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

㊦

私の負っている就学義務を、次のとおり猶予（免除）してくださるよう理由を説明する書類を添えて願います。

児童生徒等	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	保護者との関係
猶予期間（免除の始期） 年 月 日から 年 月 日まで	
猶予（免除）を必要とする理由	

注 「理由を証明する書類」とは、理由が病弱、発育不完全等心身の状況によるものであるときは、医師の診断書を、その他やむを得ないものであるときは、その理由に応じた証明書（たとえば、少年院、教護院に入院した者に係る場合におけるそれぞれの施設の長、居所不明における町長等の証明する書類）をいう。

なお、理由が知的障害によるものであるときは、知的障害に関する専門医、たとえば、精神科等の医師によるもので、内容は知能程度を明記してあるものとし、医師の診断書が知的障害に関する専門医によるものでないときは、診断書のほかに証明書（たとえば、大学の研究室もしくは知能の測定に経験の深い者のような信頼するに足る機関または個人による知能検査その他の検査による当該児童生徒等の知能程度を測定したもの。）を添えたものをいう。

改正後

第 16 号様式（第 16 条関係）

就学義務発生届出書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

わたくしは、就学義務を猶予（免除）されていましたが、その理由がなくなり就学義務が生じたのでその事情を証明する書類を添えて届け出ます。

学令児童 (学令生徒)	住 所	二宮町
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	保護者との 関 係	
猶予期間（免除の始期）		年 月 日から 年 月 日まで
就学義務の生じた年月日		年 月 日
猶予（免除）された理由が なくなった事情		

注 猶予（免除）された理由がなくなった事情は、具体的に詳しく書いてください。

改正前

第 16 号様式（第 16 条関係）

就学義務発生届出書

年 月 日

二宮町教育委員会教育長 殿

住 所

保護者

氏 名

印

わたくしは、就学義務を猶予（免除）されていましたが、その理由がなくなり就学義務が生じたのでその事情を証明する書類を添えて届け出ます。

学令児童 (学令生徒)	住 所	二宮町
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	保護者との 関 係	
猶予期間（免除の始期）		年 月 日から 年 月 日まで
就学義務の生じた年月日		年 月 日
猶予（免除）された理由が なくなった事情		

注 猶予（免除）された理由がなくなった事情は、具体的に詳しく書いてください。

